

# 【条例関係】

登別市防災会議条例

昭和 37 年 12 月 19 日

条例第 29 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、登別市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 登別市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又は、これに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
  - (3) 北海道警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 北海道知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (5) 北海道企業局の職員のうちから市長が任命する者
  - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (7) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (8) 教育長
  - (9) 消防長及び消防団長
  - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認め、任命する者
- 6 前項の委員の定数は、30 人以内とする。
- 7 第 5 項第 6 号、第 10 号及び第 11 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(平 21 条例 3・一部改正)

(専門委員)

第 4 条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験の者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(登別市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

登別市特別職の職員の給与に関する条例(昭和28年条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中「登別市青少年問題協議会の委員」の次に「登別市防災会議の委員(国家公務員及び地方公務員を除く)」を加える。

(登別市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

登別市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表中「登別市青少年問題協議会の委員」の次に「登別市防災会議の委員」を加える。

附 則(昭和38年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年2月1日から適用する。

附 則(昭和39年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年条例第5号)

この条例は、平成3年9月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第13号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第3号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 登別市防災会議運営規程

〔 昭和 57 年 3 月 29 日  
防災会議規程第 4 号 〕

### （目的）

第1条 登別市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 286 号）及び登別市防災会議条例（昭和 37 年条例第 29 号）に定めがあるもののほかこの規定の定めるところによる。

### （会長の職務代理者）

第2条 防災会議会長（以下「会長」という。）に事故あるときの会長の職務代理者は、防災会議委員（以下「委員」という。）である登別市副市長をもって充てる。

### （会議）

第3条 防災会議は会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

3 防災会議招集の通知には会議の目的、場所及び議題を付記しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

4 会議の議長は、会長がこれにあたる。

### （委員の代理者）

第4条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ代理者を指名し、会長に届け出ておくものとする。

### （議事）

第5条 防災会議は委員（代理者を含む。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

### （雑則）

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど会長が会議にはかって定める。

### 附 則

この規程は、議決の日から施行する。

#### 附 則（平成 4 年防災会議規程第 1 号）

この規程は、議決の日から施行する。

#### 附 則（平成 19 年防災会議規程第 1 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 27 日から施行し、改正後の登別市防災会議運営規程の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

## 登別市災害対策本部条例

昭和 38 年 9 月 25 日

条例第 23 号

注 平成 24 年 9 月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、登別市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 登別市防災協力員設置要綱

昭和 52 年 4 月 20 日

訓令第 3 号

(目的)

第1条 この要綱は、町内会その他公的団体(以下「町内会等」という。)に防災協力員を設置することにより、登別市防災計画に基づく防災活動の推進強化を図り、もつて災害の未然防止と地域住民の自衛意識の高揚に資することを目的とする。

(設置)

第2条 防災協力員は、地域の地理に明るい当該地域内の者のうちから市長が委嘱する。

2 防災協力員は、非常勤とし、その数は当該地域の実情にそくした人員とする。

(職務)

第3条 防災協力員は、気象情報等に十分注意し、地域内に災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、その状況を速やかに市長に通報しなければならない。

2 前項の場合、防災協力員は、市長の要請に応じて、次に掲げる事項に協力するものとする。

(1) 予想される災害危険箇所等の点検

(2) 地域住民に対する災害危険箇所等の状況、避難場所、避難経路等の周知

(任期)

第4条 防災協力員の任期は、2年とする。ただし、後任者が決定するまでは、引き続きその職務を行なう。

(報酬等)

第5条 防災協力員には、予算の範囲内で報酬等を支給する。

(災害補償)

第6条 防災協力員の公務上の災害に対する補償については、登別市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第19号)を適用する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則(昭和56年訓令第19号)

この訓令は、公布の日から施行する。

## 登別市防災協力員無線基地局設置要綱

昭和 56 年 5 月 30 日  
訓令第 14 号

(目的)

第1条 アマチュア無線の無線通信による災害情報の収集及び伝達並びに通信訓練等のため、防災協力員等が基地局として使用する登別市防災協力員無線基地局(以下「基地局」という。)を設置する。

(電波法上の手続等)

第2条 基地局の電波法上の手続については、社団法人日本アマチュア無線連盟登別オロフレクラブ(以下「オロフレクラブ」という。)の社団局とし、これに関連する事項についてはオロフレクラブと協定する。

(使用範囲)

第3条 基地局の使用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害時等の無線通信連絡網の確保
- (2) 防災訓練(非常通信訓練、総合訓練、その他訓練)
- (3) その他通信技術的研究等

(使用者)

第4条 基地局の使用者は、次のとおりとする。

- (1) 防災協力員
- (2) オロフレクラブの会員

(通信方法)

第5条 基地局の通信方法は、次のとおりとする。

- (1) 非常の場合は、「JARL(社団法人日本アマチュア無線連盟)の非常通信に関する規定」に基づき通信する。
- (2) 非常以外の場合は、通常のアマチュア局の通信をする。

(使用方法)

第6条 第3条第3号で使用するときは、オロフレクラブは事前に市長へ申請(様式1)をし許可(様式2)を受けるものとする。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において、庁舎の保全管理上必要があると認めるときは、その許可について条件を付することができる。
- 3 基地局を使用したときは、基地局使用簿(様式3)及び無線業務日誌(ログ)に所定の事項を記入する。

(保管等)

第7条 基地局の保管責任者は、防災担当グループ総括主幹とする。使用者は基地局の異常を発見したときすみやかに保管責任者へ通知しなければならない。

(平 17 訓令 8・一部改正)

附 則

この要綱は、昭和 56 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年訓令第 8 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。



## 様式 1

## 登別市防災協力員無線基地局使用申請書

年 月 日

登別市長 様

社団法人日本アマチュア  
無線連盟登別オロフレク  
ラブ会長

印

下記のとおり使用したいので申請します。

使用目的						
使用日時	年	月	日	午	前	時 分から 時 分まで
	年	月	日	午	前	
参集人員	人					
使用責任者	住所		氏名	(TEL )		
備考						

## 様式 2

## 登別市防災協力員無線基地局使用許可書

年 月 日

社団法人日本アマチュア  
無線連盟登別オロフレク 様  
ラブ会長

登別市長

印

下記のとおり使用を許可する。

使用目的						
使用日時	年	月	日	午	前	時 分から 時 分まで
	年	月	日	午	前	
参集人員	人					
使用責任者	住所		氏名	(TEL )		
許可条件						

## 様式 3

## 防災協力員無線基地局使用簿

使用年月日			使用時間	※使用目的			使用者氏名
年	月	日		災害発生等	防災訓練	その他	

※ 使用目的は該当欄に○印を記入する。

## 登別市防災行政用無線局運用管理規程

昭和 57 年 12 月 24 日

規程第 11 号

注 平成 17 年 3 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)及び関係法令に定めるもののほか、防災行政用無線局の適正かつ能率的な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 管理責任者

無線局の管理及び運用上の責任者であって、市長から任命されたものをいう。

(2) 無線局管理責任者

管理責任者の命を受け、直接無線局の管理及び運用にあたる責任者をいう。

(3) 通信取扱者

無線局の通信を取扱う者であって、無線従事者以外のものをいう。

(4) 通信統制

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、その他特に必要と認められる場合において、情報の迅速かつ効率的な収集及び伝達を図るため、平常時の通信を中止し、割込み通信順序の指定等を行うこと、又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。

(無線局の任務)

第 3 条 この無線局は、平常時においては一般行政事務に関する通信を取扱い、災害時等においては、災害対策基本法に基づく防災、応急救助、災害復旧に関する通信を取扱うことを任務とする。

(無線局の管理部グループ)

第 4 条 無線局を管理する部グループは、総務部総務グループとする。

(平 17 規程 1・一部改正)

(管理責任者)

第 5 条 管理責任者は、総務部長とする。

2 管理責任者は、無線局の管理及び運用に関する業務について無線局管理責任者、無線従事者及び通信取扱者を指揮監督する。

(無線局管理責任者)

第 6 条 無線局管理責任者は総務部総務グループ総括主幹とする。

2 無線局管理責任者は、無線局の管理及び運用に関する業務について、無線従事者及び通信取扱者を直接指揮監督する。

(平 17 規程 1・平 21 規程 2・一部改正)

(無線従事者)

第7条 無線従事者は、無線局管理責任者を補佐するとともに、電波法及びこれに基づく命令の規定を遵守して、無線局の円滑な運用を図る。

(通信取扱者)

第8条 通信取扱者は、無線従事者の指導のもとに無線局の通信業務にあたる。

(無線従事者の配置)

第9条 管理責任者は、無線局の運用形態に応じ、適正な資格、員数の無線従事者を配置しなければならない。

(通信系統)

第10条 通信系統は別図のとおりとする。

(通信の種類)

第11条 通信は、防災通信(災害発生時等において、防災、応急救助、災害復旧等のために行なう通信をいう。以下同じ。)、平常通信(一般行政事務のために行なう通信をいう。)及び訓練通信(非常災害時における通信の円滑な実施を確保するために必要な訓練のために行う通信をいう。)とする。

第12条 通信統制は、次号に定めるところにより実施する。

- (1) 実施責任者は、管理責任者とする。
- (2) 管理責任者が職務を行うことができないときは、無線局管理責任者がこれを代行する。
- (3) 管理責任者は、通信統制を行う必要がなくなったときは、これを解除する。  
(非常災害時における通信体制)

第13条 管理責任者は、次の各号の1に該当するときは、直ちに無線局管理責任者に対し、通信の確保に必要な措置をとらせるものとする。

- (1) 災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。
- (2) 管理責任者が特に必要と認めるとき。

2 無線局管理責任者は、無線従事者及び通信取扱者を指揮し、防災通信の円滑な疎通を図るものとする。

3 管理責任者は、第1項各号の場合、防災通信の円滑な疎通を図るため、陸上移動局を必要と認める場所へ配備することができるものとする。

(予備電源)

第14条 予備電源(同報通信方式の場合の受信設備を含む。)は次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- (1) 無線設備を連続して、3時間以上安定に動作させることができるものであること。
- (2) 操作が簡単であること。

(通信訓練)

第15条 管理責任者は、少なくとも毎年1回以上定期的に通信訓練を行わなければならない。

2 訓練は特に次の各号に重点を置くものとする。

(1) 通信統制訓練

(2) 移動系による孤立集落からの情報伝達訓練

(職員の研修)

第 16 条 管理責任者は、通信技能、機器の保守技術等の向上を図るため、必要に応じて関係職員の研修を行わなければならない。

(備付書類の管理)

第 17 条 無線局管理責任者は、無線局の備付書類を適正に管理保管しなければならない。

(無線業務日誌の抄録の提出)

第 18 条 管理責任者は、電波法施行規則第 41 条の規定による無線業務日誌の抄録を、毎年 1 月に北海道総合通信局長に提出するための手続きをとらなければならない。

(無線従事者選(解)任届の提出)

第 19 条 管理責任者は、無線従事者に異動が生じたときは、電波法第 51 条の規定により、速やかに無線従事者選(解)任届を、北海道総合通信局長に提出するための手続きをとらなければならない。

(無線設備の点検及び整備)

第 20 条 管理責任者は、無線設備について、毎年 2 回以上、定期的に点検を行ない、その機能を確認しておかななければならない。

(その他)

第 21 条 市長は、この規程に定めるもののほか、必要に応じて無線局の運用管理に関する細則を定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和 58 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年規程第 3 号)抄

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行し、昭和 58 年 7 月 20 日から適用する。

附 則(昭和 62 年規程第 6 号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和 62 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成元年規程第 3 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 12 年規程第 4 号)

この規程は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 17 年規程第 1 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規程第 2 号)

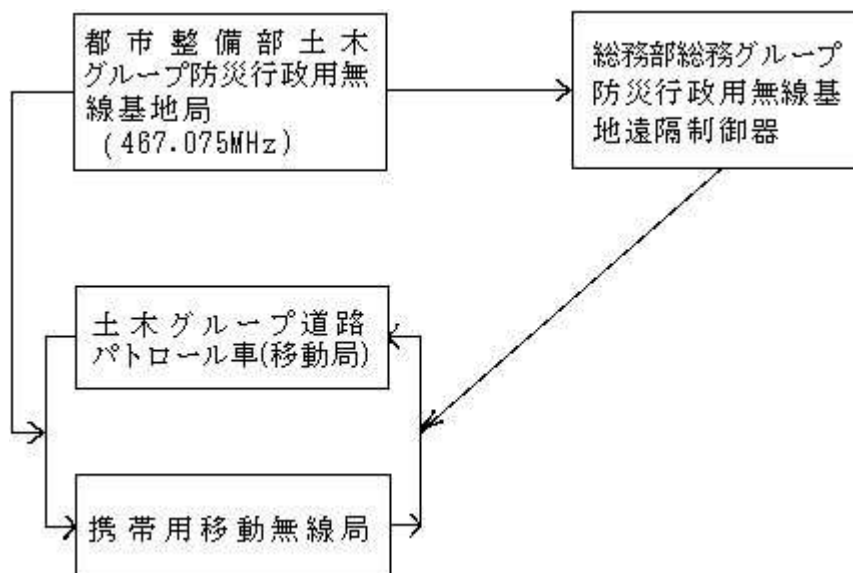
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別図(第 10 条関係)

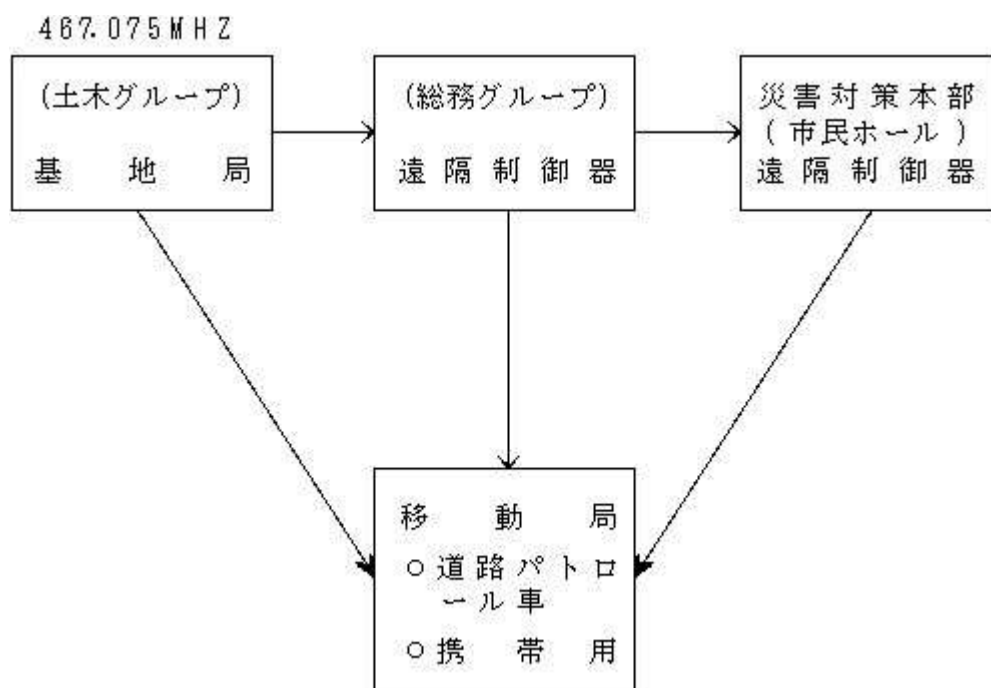
(平 17 規程 1・全改、平 21 規程 2・一部改正)

## 通信系統図

### 1 通常時



### 2 災害時



## 登別市地区防災担当職員設置要綱

平成 8 年 5 月 21 日

訓令第 13 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、各地区に地区防災担当職員(以下「担当職員」という。)を設置することにより、住民と行政が一体となって、防災意識の高揚と災害時における適切な応急対策の推進を図ることを目的とする。

(設置)

第 2 条 担当職員は、登別市地域防災計画に規定する高波・高潮・津波等危険区域(以下「津波等危険区域」という。)及び地すべり・がけ崩れ等危険区域(以下「がけ崩れ等危険区域」という。)を含む地区にそれぞれ設置するものとする。

(指名)

第 3 条 担当職員は、前条に規定する地区を含む町内会又は近隣町内会に居住する市職員のうちから市長が指名する。

(平常時における活動)

第 4 条 担当職員は、平常時においては所属するグループの総括主幹等の許可を得て次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 町内会、防災協力員及び民生委員等との相互連絡に努めること。
- (2) 災害弱者の居所等の把握を行うなど、地区内の情報収集に努めること。
- (3) 町内会からの要請に基づき防災に関する会合等に出席し、情報交換に努めること。

(平 17 訓令 8・一部改正)

(災害時等における活動)

第 5 条 担当職員は、勤務時間中に災害等が発生した場合においては、登別市地域防災計画の規定に基づき活動を行うものとする。

- 2 担当職員は、勤務時間外に災害等が発生した場合においては、次に掲げる活動を行うものとする。
  - (1) 津波等危険区域の担当職員は、市内で震度 4 以上の地震が発生した場合並びに津波警報及び高潮警報が発表された場合において、町内会長と連絡を取り、状況を市又は災害対策本部に報告して指示を仰ぎ、応急対策にあたること。
  - (2) がけ崩れ等危険区域の担当職員は、市内で震度 4 以上の地震が発生した場合及び胆振中部に大雨警報が発表された場合において、町内会長と連絡を取り、状況を市又は災害対策本部に報告して指示を仰ぎ、応急対策にあたること。



- 3 前項の場合において、市又は災害対策本部への報告時に電話回線が不通の場合は、最寄りの防災行政無線設置場所から報告するものとする。

(任期)

第6条 担当職員の任期は、3年とする。ただし、補欠の担当職員の任期はその前任者の残任期間とする。

- 2 前項の職員は、再任されることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則(平成17年訓令第8号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

登別市防災資機材購入整備費補助事業実施要綱

平成9年2月7日

訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、地域における自主防災意識の高揚を図り、防災活動を積極的に推進するため、自主防災組織における防災活動に要する資材及び機材(以下「資機材」という。)の購入整備に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において自主防災組織とは、次の各号のいずれかに掲げるものをいう。

- (1) 町内会、町会、自治会又はこれらの連合組織(以下「町内会等」という。)が、自主的な防災活動を行うために組織した団体
- (2) 町内会等が、その規約等において自主的な防災活動を行うことを規定している場合又は町内会等の事業実施計画において防災訓練その他防災に関する活動を行うことを定めている場合における当該町内会等
- (3) 前2号に定めるもののほか、地域の住民が中心となって自主的な防災活動を行うために組織した団体で市長が認めたもの

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる資機材は、別表第1のとおりとし、当該資機材を整備する場合の購入整備に要する経費を補助金の交付対象経費(以下「補助対象経費」という。)とする。

(補助対象組織及び補助金の交付額)

第4条 補助金の交付を受けることができる自主防災組織は、次の各号のいずれかに該当する自主防災組織とし、その補助金の交付額は当該各号に定める額(当該交付金額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)とする。ただし、当該補助金の交付額は、別表第2に掲げる当該補助金の交付を受ける自主防災組織を構成する世帯数に応じた金額を上限とする。

- (1) 新たに設立された自主防災組織 補助対象経費の合計額の全額
- (2) 自主防災組織結成後、補助金の交付を受けたことがない自主防災組織 補助対象経費の合計額の全額
- (3) 前2号の規定により補助金の交付を受けた自主防災組織(以下「新規自主防災組織」という。)であって、当該補助金の交付を受けた日から起算して10年が経過した自主防災組織 補助対象経費の合計額の3分の2に相当する額
- (4) 新規自主防災組織の構成員又は構成団体の一部が、当該補助金の交付の日(以下この号において「補助金交付日」という。)から起算して10年経過前に新たに設立した自主防災組織であって、補助金交付日から起算して10年が経過した自主防災組織 補助対象経費の合計額の3分の2に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、当該必要と認める自主防災組織に対し、補助金を交付することができる。この場合において、当該自主防災組織に交付する補助金の額は、市長が別に定める。

3 自主防災組織の加入世帯数の算定において、自主防災組織の構成員又は構成団体が、複数の自主防災組織に加入している場合にあつては、当該加入している複数の自主防災組織のうちいずれか1つの組織に加入しているものとみなす。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、補助金交付申請書(別記様式第1号)及び資機材を活用した訓練計画を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請が適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請がなされた自主防災組織に対して、交付決定通知書(別記様式第2号)により交付決定の通知をするものとする。

(事業実績の報告)

第7条 前条の規定に基づき、交付決定の通知を受けた自主防災組織は、当該補助事業が終了後30日以内に、事業報告書(別記様式第3号)に必要な書類を添付のうえ、市長に提出するものとする。

(補助金交付確定通知書)

第8条 市長は、前条の規定による事業報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認められたときは、交付額確定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(防災用資機材の維持管理)

第9条 自主防災組織は、支給された防災用資機材を防災用資機材管理台帳(別記様式5号)により管理し、保守点検に努めなければならない。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

## 別表第1(第3条関係)

## 補助の対象

## 1 自主防災組織が備蓄する防災資機材の購入

区分	品名
情報収集伝達用具	ラジオ、トランシーバー、メガホン、車載用アンプ・スピーカー
消火用具	消火器、三角バケツ、消火用バケツ
救出用具	片刃ノコギリ、マサカリ、チェーンソー、ナタ、一輪車、小型発電機、ジャッキ、スコップ、バール、ハシゴ、ソリ、カケヤ、大ハンマー、ツルハシ、救命ロープ、ハンディライト、ヘルメット、投光器
救護・避難用具	担架、リヤカー、車いす、救急セット、テント、天幕、防水シート、避難誘導旗、安全誘導灯、簡易ベッド、ストーブ
給食・給水用具	炊飯器、鍋、カセットガスコンロ、給水用ポリ容器(10ℓ)

## 2 その他、市長が特に必要と認めたものの購入

## 別表第2(第4条関係)

## 補助金の額

加入世帯 数	10～ 99	100～ 249	250～ 399	400～ 899	900～ 1,499	1,500～ 2,199	2,200～
金額	10万円	20万円	30万円	60万円	90万円	120万円	150万円

別記様式第1号(第5条関係)

## 登別市防災資機材購入整備費補助金交付申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所 登別市 町 丁目 番地  
 団 体 名  
 代 表 者  
 職 氏 名 印  
 電 話 番 号

登別市防災資機材購入整備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金額申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 組織の加入世帯数 \_\_\_\_\_ 世帯

3 事業計画書

補助対象区分	品 名	数 量	単 価	金 額	補 助 額

4 資機材の保管場所

5 添付書類(写し)

資機材購入見積書、自主防災組織の規約等

別記様式第2号(第6条関係)

登総第 号  
年 月 日

(住 所)  
(申請者) 様

登別市長

登別市防災資機材購入整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました登別市防災資機材購入整備費補助金に対し、  
年度において 円を補助します。ただし、次の条件を守らなければなりません。

記

- 1 この補助金は、本目的以外に使用してはなりません。
- 2 申請の内容に変更が生じたときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。
- 3 この交付決定に関する収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備保管しておかなければなりません。
- 4 事業終了後30日以内に、事業報告書及び必要な書類を提出しなければなりません。  
事業報告書等の提出後、その内容をもとに、購入整備した防災資機材の配備状況を確認します。
- 5 この交付決定書により、補助金を請求するときは、本書の謄本を添付してください。
- 6 前記の条件に違反した場合は、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しにかかる部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

別記様式第3号(第7条関係)

年 月 日

登別市長 様

申請者 住所 登別市 町 丁目 番地  
 団体名  
 代表者  
 職氏名 印  
 電話番号

## 事業報告書

年 月 日付け登 第 号により、補助金交付決定の通知を受けた登別市防災資機材購入整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

## 記

1 完了年月日 年 月 日

## 2 事業実施内容

補助対象区分	購入整備品名	数量	単 価	金 額	補 助 額

3 資機材の保管場所

4 添付書類(写し)

資機材購入に伴う領収書、自主防災組織の規約等



別記様式第4号(第8条関係)

登総第 号  
年 月 日

様

登別市長

登別市防災資機材購入整備費補助金交付額確定通知書

年 月 日付で、貴自主防災組織から提出された事業報告書により、登別市防災資機材購入整備費補助金が、次のとおり確定したので通知します。

記

1 交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

別記様式第5号(第10条関係)

## 防 災 用 資 機 材 管 理 台 帳

自主防災組織名 \_\_\_\_\_

No.	防災用資機材	数量	取得年月日	保管場所	点検日	点検日	点検日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
点検者確認印							

## 登別市地域防災計画

## 沿革

昭和38年	6月	登別市防災計画策定
昭和40年	3月	修正
昭和41年	3月	修正
昭和42年	6月	修正
昭和44年	3月	修正
昭和50年	3月	修正
昭和51年	7月	修正
昭和52年	5月	修正
昭和57年	3月	修正
昭和59年	2月	修正
昭和60年	1月	修正
昭和61年	3月	修正
昭和63年	3月	修正
平成元年	3月	修正
平成2年	1月	修正
平成3年	2月	修正
平成4年	2月	修正
平成5年	8月	修正
平成6年	3月	修正
平成7年	4月	修正
平成8年	12月	修正
平成9年	11月	修正
平成11年	2月	修正
平成12年	11月	修正
平成22年	2月	全部改正
平成23年	6月	修正
平成24年	4月	修正
平成25年	5月	修正
平成26年	6月	修正
平成27年	6月	修正
平成28年	6月	修正